

[事案 30-101] 介護年金等支払請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知妨害があったこと等を理由に、告知義務違反による契約の解除の無効および介護終身年金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 8 月に要介護 3 の認定を受けたため、平成 29 年 2 月に契約した利率変動型積立保険に付加された介護保障にもとづき、介護終身年金および介護一時金の支払いを請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消すとともに、介護終身年金および介護一時金を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、告知時に健康状態に関する細かい質問をせず、「大丈夫ですよ」といって誘導した上、自ら告知書に記入した。
- (2) 契約時、募集人は、自分が杖や補助具を使用し、歩行が不自由であったことや、自宅内の整理ができていなかったことを認識できていたはずであるから、自分が要支援状態であったことは推測できた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知時に要支援 2 の認定を受けていたこと、告知日から 5 年以内にアルコール依存症等で入院したことを告知しなかったため、告知義務違反がある。
- (2) 募集人が告知書を代筆したとか、告知妨害または不告知教唆をしたという事実はない。
- (3) 仮に募集人が申立人の身体状況や自宅の整理状況を認識していたとしても、そのことをもって当社は申立人が要支援状態であったことを過失により知らなかったとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があり、契約時に募集人または保険会社が解除原因となる事実を知っていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。